

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
職員等の旅費に関する規程

(平成14年規程第12号)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会就業規則（平成20年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第8号）及び社会福祉法人春日井市社会福祉協議会役員等の報酬等支給規程（平成20年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第4号。以下「役員等の報酬規程」という。）の規定に基づき、役員等の報酬規程に規定する役員等及び職員（以下「職員等」という。）の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員等が業務のため一時その在勤場所（常時勤務する在勤場所のない職員等については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員（会長が定める職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所又は居所から在勤場所に旅行することをいう。
- (5) 扶養親族 職員等の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を同じくしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何級の職務」という場合には、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（平成14年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第8号。）に定める福祉総合職給料表により当該級の職務（福祉総合職給料表の適用を受

けない者については、会長が定めるこれに相当する職務)をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。

2 職員等が出張中に死亡した場合には、当該職員等の遺族に対し諸費を支給する。

3 職員等以外の者が、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会の依頼又は要求に応じ、職務の補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が出発前に次条第3項の規定により旅行命令を取り消され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支給した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で会長が定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で会長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、会長若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては職務の円滑な遂行を図ることができない場合でかつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには旅行命令簿又は旅

行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者はできるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、会長が別に定める。

（旅行命令簿に従わない旅行）

第5条 旅行者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の申請するいとまがない場合には旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実質額により支給する。

6 日当は、外国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支

給する。

- 9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 10 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実質額により支給する。
- 11 死亡手当は、職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては、400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、1日とする。

3 第3条第2項に該当する場合（外国旅行中に死亡した場合を除く。）には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合にはその必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第11条 職員等が、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会定款（昭和54年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会定款）第18条第1項に規定する役員（以下「役員」という。）に随行を命ぜられ旅行した場合の旅費は、日当を除き、これと同額とする。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算

払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅行の収支命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 収支命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、会長が定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、特別急行料金又は急行料金（以下「特急料金等」という。）及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 特急料金等を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、特急料金等
- (3) 役員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する特急料金等のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する特急料金等及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

(船賃)

第14条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 役員については、上級の運賃

- イ アに規定する者以外の職員等については、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
- ア 役員については、上級の運賃
- イ アに規定する者以外の職員等については、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 役員が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、第1号から第3号までに規定する運賃、第4号に規定する寝台料金及び前号に規定する特別船室料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 車賃の額は、一般乗合旅客自動車を運行する路線によって旅行する場合は、乗車に要した実費額とする。ただし、天災その他やむを得ない事情により一般乗合旅客自動車で旅行することができない場合は、現に支払った料金とする。

第17条 削除

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、職務上の必要又はその他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

第19条 削除

(移転料)

第20条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
 - (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額
 - ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料の3分の2に相当する額
 - イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
 - ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳以上の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額
 - (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。
 - (3) 第1号アからウまでの規定により宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を移転する場合においては、

扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

(遺族の旅費)

第25条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第26条 外国旅行について支給する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、旅行雑費及び死亡手当の額については、会長が別に定める。

第4章 雑 則

(旅費の調整)

第27条 会長は、この規程による旅費を支給する場合において、公用の交通機関、宿泊施設等の利用その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実質をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 会長は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、会長が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第28条 会長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当し帰郷する場合においてこの規程の規定により支給する旅費は、同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に相当する額とする。

(委任)

第29条 この規程の実施について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第18号)

(施行期日)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程の規定は、平成23年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年規程第3号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第2号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

区 分	宿 泊 料 (1夜につき)
役 員	15,500円
7級以上の職務にある者	12,500円
6級以下の職務にある者	11,500円

別表第2（第20条関係）

区 分	役員及び8級以上の職務にある者	5級以上7級以下の職務にある者	4級以下の職務にある者
鉄道50キロメートル未満	126,000円	107,000円	93,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	144,000円	123,000円	107,000円
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	178,000円	152,000円	132,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	220,000円	187,000円	163,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	292,000円	248,000円	216,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	306,000円	261,000円	227,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	328,000円	279,000円	243,000円
鉄道2,000キロメートル以上	381,000円	324,000円	282,000円

